

## 国立大学法人鹿屋体育大学法人文書公開基準

〔平成13年3月15日〕  
学 長 裁 定  
改正 平成16年4月1日  
平成18年3月24日  
平成28年4月22日

### (趣旨)

第1条 この基準は、国立大学法人鹿屋体育大学情報公開規則(以下「規則」という。)第22条の規定に基づき、本学が規則第9条に規定する開示決定等をするに当たっての判断を行うために必要な基準を定めるものである。

### (個人情報)

第2条 規則第5条第1号に規定する不開示情報及び開示情報の例は、それぞれおおむね次のとおりとする。

#### (1) 不開示情報の例

- イ 職員及び学生(大学院生、科目等履修生、研究生等を含む。以下同じ。)の自宅住所、電話番号、家族に関する情報
- ロ 職員及び学生の健康診断及びカウンセリングに関する情報
- ハ 職員及び学生の懲戒処分に関する情報
- ニ 職員の人事、勤務状況及び給与に関する情報
- ホ 職員の福利厚生に関する情報
- ヘ 学生の学籍、成績、学生指導、生活相談、進路指導、卒業後の就職先等に関する情報
- ト 学生の保険に関する情報
- チ 入学者選抜試験の答案及び合否判定に関する情報
- リ 卒業論文及び修士論文

#### (2) 開示情報の例

- イ 研究者総覧その他公開を前提として刊行した印刷物に記載されている情報
- ロ 文書に付された職名

### (法人等情報)

第3条 規則第5条第2号に規定する不開示情報の例は、おおむね次のとおりとする。

- イ 民間等との共同研究に関し相手方から提供されたノウハウ等公にすることによって当該民間等の競争上の地位を害するおそれがある情報
- ロ 競争入札への参加の資格申請及び入札参加者に関する情報
- ハ 工事請負者の施工成績に関する情報
- ニ 不動産の一時使用及び使用許可に関する情報
- ホ アンケート調査の回答等で、公にしないと条件で提出された情報

(審議・検討等情報)

第4条 規則第5条第3号に規定する不開示情報の例は、おおむね次のとおりとする。

- イ 概算要求書
- ロ 規則、報告等に関する審議及び検討の段階における記録
- ハ 人事選考の記録
- ニ 機種選定及び仕様策定に関する検討の記録

(事務・事業支障情報)

第5条 規則第5条第4号に規定する不開示情報の例は、おおむね次のとおりとする。

- イ 入学者選抜試験の実施に係る各委員会の担当者の氏名
- ロ 学位論文の審査に関する情報
- ハ 入札前の予定価格及び積算内訳に関する情報
- ニ 発表前の調査研究に関する情報
- ホ 人事記録
- ヘ 人事異動原案
- ト 人事選考に関する情報
- チ 勤務評定の記録
- リ コンピュータ・ネットワークのセキュリティに関する情報

附 則

この基準は、平成13年3月15日から施行する。

附 則

この裁定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平18. 3. 24)

この裁定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 4. 22)

この裁定は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。